証券税制の基礎
～「証券投資」ってなに？～

債券の税制（利付債・割引債）

東海東京証券

資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング㈱

１．債券の課税上の取扱い：特定公社債と一般公社債

特定公社債
国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債などの一定の公社債

一般公社債
特定公社債以外の公社債 ※同族会社が発行した社債でその同族会社の判定の基礎となった株主等が所有するものを除く。

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年10月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

2. 特定公社債の課税上の取扱い：譲渡・償還

■特定公社債：

譲渡損益・償還差損益	特定口座
上場株式等の譲渡所得等　２０.３１５%　申告分離課税 ➢上場株式等の譲渡損益と通算が可能 ➢原則、確定申告により納税 ➢特定口座が利用可能 ➢「配当等との損益通算の特例」 「譲渡損失の繰越控除の特例」が適用可能	**対象** **・源泉徴収あり** **・源泉徴収なし** <u>源泉徴収ありの場合</u> 20.315% 源泉徴収 確定申告は不要

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年10月時点の制度をもとに作成しており、
内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

3．特定公社債の課税上の取扱い：利子

■特定公社債：

利　子	特定口座
上場株式等の利子所得　２０.３１５%　源泉徴収 ➢確定申告は不要 ➢確定申告することも可能：20.315% 申告分離課税 ➢上場株式等の譲渡損失との通算が可能 ➢「譲渡損失の繰越控除の特例」で繰越損失との通算が可能	**対象** **・源泉徴収あり** 特定口座内の 年間譲渡損失と 損益通算が可能

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年10月時点の制度をもとに作成しており、
内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

4. 割引債償還時の取扱い

■割引債：

- 割引の方法により発行された公社債　※預金保険法に規定する金融債等を除く
- 利子が支払われる公社債で、その発行価額が額面金額の90%以下である公社債 等

口座区分	源泉徴収	確定申告
特定口座 （源泉徴収あり）	特定口座で計算された 実際の償還差益×20.315%	不要（申告も可能）
特定口座 （源泉徴収なし）	源泉徴収なし	原則、必要
一般口座	償還金額×みなし割引率※ ×20.315%	原則、必要 （実際の償還差損益を申告して、 源泉徴収された税額を清算）

※**「みなし割引率」**　① 発行日から償還日までの期間が１年以下の割引債　・・・０.２％

② 発行日から償還日までの期間が１年超の割引債　・・・２５％

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年10月時点の制度をもとに作成しており、
内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようにお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。
手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商　号　等　　：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第１４０号

加 入 協 会　　：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会